

(別紙)

## 簡易事後評価の実施について

### 〔評価方法〕

事後評価の9項目のうち5項目(事業効果の発現、環境への影響、施設の維持管理状況、地域住民との関わり、改善措置の必要性)について全地区の評価をAA、A、B、C、Dの5段階で評価を行い、その評価項目において「C」、「D」評価は、

- ・「C」評価 見直しを検討
- ・「D」評価 必ず見直し

を行い、見直すものについては、佐賀県公共事業評価委員会に事後評価を諮問し、同種・同類の新規事業(新規評価マニュアル)や計画中・実施中の事業等へ反映・改善させることとする。

### 〔対象事業〕

対象事業は、佐賀県公共事業評価実施要領第2条の規定にかかわらず、下表の事業名欄に掲げる事業(ただし、国庫補助事業及び特に事後評価が必要であると判断される事業を除く)については、同表の対象事業費以上の事業とする。

事業名	対象事業費
道路事業、河川事業、ダム事業、都市計画事業、住宅事業、農業農村整備事業、森林整備事業	10億円以上
砂防事業	3億円以上
海岸事業、治山事業、港湾事業、漁港漁村整備事業	1億円以上

# 事後評価項目

